

# 朴正熙政権と開発体制\*

——租税政策を中心には——

中 嶋 慎 治

## は じ め に

1997年末に通貨金融危機を迎えた韓国は、金大中政権のもと大胆な改革の実現によるハードランディングによって危機を克服し、1999年の経済成長率は年率10.8%という高度成長を記録した<sup>1)</sup>。韓国の危機克服過程は、一言で言えば、過去の財閥中心の開発体制を打破し、新たな自由競争社会を築く努力の過程であったといってよいであろう。

その意味において、危機克服後の韓国経済を理解するためには、まずもってこれまでの開発体制の本質を理解することが不可欠であろう。そこでわれわれは以前、これまでの開発独裁体制の基礎を築き上げた朴正熙政権下の開発体制の特徴を、金融政策を中心にして考察したが<sup>2)</sup>、ここでは金融政策と並ぶ重要な政策手段である財政政策を中心にして考察したい。

ただ財政政策全般を取り扱うことは、もっぱら筆者の力量の点からしても、また紀要論文という性格上からも困難なので、ここでは財政政策の重要な柱である租税政策を中心に分析することとする。

そもそも「財政」とは「国家・地方公共団体すなわち公権力体の経済活動」であると定義することができよう。しかし私的経済活動を内実とする資本主義社会では、公権力体は経済活動を行うに必要な財貨や労働力を保持していないので、まず貨幣入手し、支出し、財貨と労働力を調達し、それらを費消して経済活動を行う。この公権力体の貨幣の入手こそ租税徵収に他ならない<sup>3)</sup>。

そして公権力体が「誰に、どのような形で、どの程度」租税を負担させるかが租税政策の基礎であり、したがってここでの分析の対象でもある。

## 1. 李承晩政権下の租税政策

朴正熙体制下の租税政策の特徴を明確にするために、前政権である李承晩政権下の租税政策の特徴をみておこう。

1948年8月15日の大韓民国成立直後、李承晩政権は新政権の歳入確保と税負担の平等化を図るために「租税改革委員会」を設置して税制改革を推進した。その改革は以下の4点を主な内容としていた。①民間貯蓄を推進するために所得税負担を軽減する。②インフレを抑制するために奢侈品に対する消費税を強化する。③租税の所得再分配機能を高めるために財産及び不労所得に対する課税を強化する。④日本植民地時代及び米軍政時代の無秩序な租税体系を整備し、最小限の新たな税目を設ける<sup>4)</sup>。

こうして1949年～50年にかけて法人税、贈与税、免許税など16の税法が設定され、法人資本税、利益配当税、特別行為税の3法が廃止された。その結果、歳入に占める内国税の比率は1948年の16.1%から1949年の14.3%へと低下している（表1参照）。

しかし、1950年6月25日に勃発した朝鮮戦争により、政府支出は1949年の

表1 一般会計・一般財政部門歳入歳出決算規模の推移（単位：100万ウォン）

	1948年		1949年		1950年		1951年		1952年		1953年		1954年		1955年	
歳入	31	100.0%	91	100.0%	249	100.0%	653	100.0%	2,212	100.0%	6,683	100.0%	14,920	100.0%	32,378	100.0%
租税	6	19.4%	15	16.5%	43	17.3%	395	60.5%	978	44.2%	2,096	31.4%	5,199	34.8%	11,054	34.1%
内国税	5	16.1%	13	14.3%	40	16.1%	350	53.6%	831	37.6%	1,745	26.1%	4,200	28.2%	8,808	27.2%
関税	1	3.2%	2	2.2%	3	1.2%	45	6.9%	147	6.6%	351	5.3%	999	6.7%	2,246	6.9%
その他	15	48.4%	31	34.1%	39	15.7%	258	39.5%	927	41.9%	1,771	26.5%	2,930	19.6%	6,270	19.4%
借入金	10	32.3%	45	49.5%	153	61.4%	0	0.0%	0	0.0%	2,020	30.2%	2,320	15.5%	0	0.0%
小計	31	100.0%	91	100.0%	235	94.4%	653	100.0%	1,905	86.1%	5,887	88.1%	10,449	70.0%	17,324	53.5%
外国援助	0	0.0%	0	0.0%	13	5.2%	0	0.0%	307	13.9%	796	11.9%	4,470	30.0%	15,054	46.5%
歳出	30	100.0%	91	100.0%	243	100.0%	618	100.0%	2,151	100.0%	6,068	100.0%	14,204	100.0%	28,144	100.0%
軍事費	6	20.0%	24	26.4%	132	54.3%	330	53.4%	946	44.0%	3,261	53.7%	5,992	42.2%	10,638	37.8%
非軍事費	24	80.0%	67	73.6%	111	45.7%	288	46.6%	1,205	56.0%	2,807	46.3%	8,212	57.8%	17,506	62.2%

（出所）韓国開発研究院『韓国財政40年史』第4巻、1991年〔韓国語〕より作成。

9,100万ウォンから1950年の2億4,900万ウォンへと約3倍に膨れ上がった。いうまでもなく、軍事支出が大幅に増大したためである（さきの表1からわかるように、軍事費は1949年には歳出の26.4%であったものが、1950年には54.3%へと2倍以上に膨れ上がった）。その結果、軍事費を賄うための新たな課税措置が必要となった。

まず、1950年12月にすべての税目の税率を引き上げる「臨時租税増徴措置」がとられ、1951年には「租税特例法」が制定されて増税が強化された。さらに戦争被害がそれほど深刻ではなかった農村からの税収を確保するために、臨時土地取得税が新設された（1951年9月）。この臨時土地取得税は農業生産物に対して15～28%の4段階の累進税率が適用され、しかも現物で徴収するというものであった。他方それまで農地に対して賦課されていた地税、所得税、戸別税、教育税、取得税などすべての租税が土地取得税に一元化された。

さらに現物徴収は戦時期の経済政策のなかでもっとも成功したもの一つであった。なぜならば、現物で徴収することによって一般大衆が必要とする糧穀と軍糧米を効率的に集めることができたし、また現物徴収によってインフレーションの進行による課税ベースの浸食を防ぐことができたからである。さらに糧穀収集資金としての大量の貨幣発行が免れ、インフレーションの進行をある程度食い止めることもできたのである。

こうした増税措置の結果、さきの表1からわかるように、歳入に占める内国税の比重は1950年の16.1%から1951年の53.6%へと大きく上昇したのである。とくにこの土地取得税収は市場価格で評価すれば、戦争末期の1953年から54年にかけては内国税収の約半分を占めるほどであった。

1953年の休戦協定締結後、戦時税制を戦後復興税制に転換するための税制改革が1954年より開始され、戦時に制定された「臨時租税増徴措置」と「租税特例法」が廃止された。1956年の経済復興5カ年計画（1957年～61年）構想を契機にこれを税制面から支援するための全面的な税制改革が1956年末に行われた。

この改革はこれまでの直接税中心の税制を、資本蓄積支援のために所得課税の負担を減らし、奢侈品への課税強化を中心とする物品税・酒税など消費課税に重点をおいたものであった。

表2からわかるように、所得税、法人税は低下傾向を示す一方で、物品税を中心とする間接税は1956年から57年にかけて比重を増大している。しかし物品税を中心とする間接税への依存を強めることは所得再分配の観点からも無理が生じ、1958年には税収増大のために教育税、外換特別税、資産再評価税の3つが新設された。このうち教育税は初等教育財源を確保するために田畠からの所得を除外したすべての個人所得と法人の留保所得の一部とに対して5~15%の7段階の累進税率を適用するもので、外換特別税は為替レートの公定レートと市場レートの差から得られた差益に対して課税するものである。その結果、表2において1959年以降直接税の比率が大幅に上昇しているが、それは直接税のなかのこうした新税が含まれている「その他」の項目の比率が1958年には22.5%であったものが、1959年には34.3%にまで増大したからである。

こうして李承晩時代の租税政策は、結局は直接税中心の租税体系が維持され、しかも一部特権財閥などへの膨大な租税減免措置など国民の中で租税負担の不

表2 中央政府一般会計歳入の性質別分類の推移

	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年	1960年
内国税	69.8%	70.8%	70.0%	69.7%	76.0%	72.7%
直接税	24.0%	29.2%	36.3%	37.5%	47.7%	43.2%
所得税	13.5%	10.7%	10.5%	10.8%	9.1%	7.8%
法人税	4.1%	4.9%	3.9%	3.1%	3.0%	3.4%
その他	5.3%	12.5%	20.7%	22.5%	34.3%	30.8%
間接税	42.3%	40.5%	32.1%	29.7%	26.0%	27.7%
物品税	18.3%	18.9%	22.3%	14.6%	13.4%	15.9%
関税	17.5%	20.3%	17.8%	17.7%	14.7%	18.9%
専売益金	12.7%	8.9%	12.1%	12.6%	9.4%	8.4%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(出所) Roy Bahl, Chuk Kyo Kim, Chong Kee Park, *Public Finance During The Korean Modernization Process*, Harvard University Press, 1986,  
TABLE A-3より作成。

公平感が強まり、また一般企業の事業所得に対する課税が過大なものであったために資本蓄積を阻害するという弊害が生れた。さらに課税認定の恣意性も大きく、国民の納税に対する自主性も大きく損なわれたのである。

そのうえ、朝鮮戦争によって甚大な被害を被った韓国経済も莫大な米国からの援助によって再建され、1957年までには戦前水準に復帰することとなつたが、同時に1950年代末より米国からの援助が減少し始め<sup>5)</sup>、援助によって成り立っていた韓国経済の前途に暗い影を落とすことになったのである。

## 2. 開発税制政策と経済成長(1)——増税政策推進期——

米国からの援助の減少は韓国経済に深刻な影響を及ぼした。実質GDP成長率は1957年以降低下し始め、1957年に7.6%であったものが1960年にはわずか1.2%にまで落ち込んだ。こうした経済不況のもと、政権の維持に執着した李承晩大統領の不正選挙に怒りを爆発させた学生を中心とする反政府運動が激化し、1960年4月19日に李承晩政権は崩壊した。

後を継いだ張勉政権は李承晩時代の租税政策の問題点であった課税認定の不公平さと重税感に対する納税者の不満を緩和すべく税制改革に乗り出した。

この税制改革では、所得税の税率を引き下げるとともに課税最低限を大幅に引き上げ、課税認定の恣意性を少なくするために自主申告納付制度を強化した。法人の財務状況を改善するために法人税率を引き下げ、再投資にまわる法人留保所得に対する法人税を減額し、輸出産業に対する租税優遇制度を導入した。さらに朝鮮戦争以後農民に非常に過重な租税負担を負わせてきた物納制の臨時土地取得税を廃止して、より低い税率の金納制への転換が行われた。他方、消費抑制のために酒税・物品税など消費課税の税率が引き上げられた<sup>6)</sup>。

しかしこの張勉政権は秩序の回復に失敗し、危機感を抱いた朴正熙を中心とする軍部は1961年5月16日に軍事クーデターを起こし政権を掌握した。

そして1962年より「すべての社会・経済的悪循環を是正」し「自立経済達成のための基盤の構築」を基本目標にした第1次経済開発5カ年計画が開始され

た。それは「自立経済達成の基盤の構築」を主要目標にしている以上、市場経済原則に立脚した民間部門の創造的努力を高めることが基本であるが、当時の韓国経済の経済力からして、国家が財政、金融、為替手段を総動員してこれを支援し、民間部門が解決することができない基幹産業や社会間接資本に対して財政投融資をおこなうという「指導される資本主義体制」の構築を目指したものであった<sup>7)</sup>。

しかし、経済開発に必要な政府の財源を国内資源だけで賄うことは当時の経済力からしてまったく不可能なことであった。表3からわかるように、政府部门の財源は1950年代と比較すると減少したとはいえ、いまだ外国からの援助に大きく依存しており、援助物資の販売代金である見返り資金が歳入の30%以上を占めていた。他方、全歳入に占める租税収入は1960年から65年の年平均で41.6%に過ぎなかったのである。

しかし1961年から65年にかけてその援助収入の比重が漸次減少し、租税収入を始めとする国内財源の比重が増大してきたが、1961年から63年にかけては国債や産業復興債などの公債収入と韓国銀行借入などによって国内財源の調達をせざるを得ない状況であった。

こうして政府が主体となって経済開発を促進し、成長の基盤を構築する開発財政に必要な財源を調達するためには国内貯蓄を高める必要があり、そのためには新政府樹立後の1960年代前半に数次にわたり税制改革が行われた。

まず新政府樹立直後の1961年8月には「緊急経済施策」の一環として大幅な税制改革が行われた。この改革の基本原則は、①税務行政の自律化のための簡素な税制、②財政需要充足のための弾力的税制、③経済発展のために投資と貯蓄を促進するための税制、④経済的・社会的要請に合致する現実的で公平な税制、⑤地方政府財源を確保することができる合理的税制の確立にあった<sup>8)</sup>。こうした原則の下、所得税法、法人税法、営業税法、教育税法の4法律を改正するなど15個の税法を改正または制定した。

また1962年には1961年の税制改革を補完するために再度改革が行われた。

表3 一般財政部門歳入の推移

(単位：%)

	1961年	1962年	1963年	1964年	1965年	1961~1965年平均
租 税	37.8	30.3	40.9	47.1	51.8	41.6
専 売 益 金	4.3	4.5	6.4	5.7	3.4	4.9
税 外 収 入	8.2	7.3	9.0	7.5	7.0	7.8
預 託 金 及 び 利 子 収 入	0.0	1.2	1.7	2.3	2.2	1.5
不 正 蓄 財	0.5	1.7	1.9	1.9	1.4	1.5
国 債	1.1	1.2	1.7	0.0	0.0	0.8
産 業 復 興 債	4.9	18.3	1.9	0.0	0.0	5.0
借 入 金	1.0	2.6	0.6	0.0	0.0	0.8
そ の 他	3.0	2.1	1.2	0.2	0.0	1.3
国内財源小計	60.8	69.2	65.3	64.7	65.8	65.2
見返り資金	39.2	30.8	34.7	35.3	34.2	34.8
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) 韓国開発研究院『韓国財政40年史』第6巻、1991年[韓国語]より作成。

そこでは1961年に5段階から3段階に削減した所得税の税率適用区分を4段階に引き上げて累進税率構造を強化するとともに、財政需要を満たすために法人税率を引き上げた。

さらに1964年には税収増大のために24個の奢侈品を課税対象に加えるとともに、奢侈品への税率を引き上げ負担率の公平を図った。1965年には所得税では不動産所得と事業所得に限り税率適用区分を5段階に増やし、最高税率も50%に引き上げ、法人税も税率適用区分を2段階から3段階に引き上げ累進構造を強化した。また物品税の課税ベースを拡大し、通行税、酒税の税率引き上げなども行われたのである。

しかし以上の数次にわたる税制改革は期待されたほど税収増大を図ることができなかった。表4からわかるように、1963年以降1965年に至るまで、税収増加率は経済成長率にも及ばず、租税負担率は10%以下に低下した。その理由は、インフレーション、産業構造の変化、税務行政能力の変化など複合的なものであった。

まず急速なインフレーションは、酒税・砂糖税など従量税制を探っていた間接税の実質税収を低下させた。また1964年には実質経済成長率が9.6%であつ

表4 租税負担率等の推移

(単位：10億ウォン、%)

	(1) GNP	(2) 名目成長率	(3) 総租税 T	(4) 税収増加率	(5) 租税負担率 T/GNP	(6) 限界租税負担率 $\Delta T / \Delta GNP$	(7) 所得弾力性 (6)/(5)
1953年	48.2	—	2.66	—	5.52	9.09	1.65
1954年	66.9	38.8	4.36	63.91	6.52	9.09	1.39
1955年	116.1	73.5	7.20	65.14	6.20	5.77	0.93
1956年	152.4	31.3	10.86	50.83	7.12	10.06	1.41
1957年	197.8	29.7	14.85	36.74	7.51	8.80	1.17
1958年	207.2	4.8	18.49	24.51	8.92	38.68	4.33
1959年	221.0	6.7	26.41	42.83	11.95	57.35	4.80
1960年	246.3	11.5	29.47	11.59	11.96	12.07	1.01
1961年	294.2	19.4	28.43	-3.53	9.66	-2.17	-0.22
1962年	355.5	20.8	37.66	32.47	10.59	15.05	1.42
1963年	502.9	41.5	43.26	14.87	8.60	3.79	0.44
1964年	716.3	42.4	50.68	17.15	7.08	3.47	0.49
1965年	805.7	12.5	69.47	37.08	8.62	21.01	2.44
1966年	1037.0	28.7	111.09	59.91	10.71	17.99	1.68
1967年	1281.2	23.5	153.03	37.75	11.94	17.17	1.44
1968年	1652.9	29.0	229.99	50.29	13.91	20.70	1.49
1969年	2155.3	30.4	313.66	36.38	14.55	16.65	1.14
1970年	2776.9	28.8	398.06	26.91	14.33	13.57	0.95
1971年	3406.9	22.7	492.87	23.82	14.47	15.04	1.04
1972年	4177.5	22.6	522.95	6.10	12.52	3.90	0.31
1973年	5355.5	28.2	652.63	24.80	12.19	11.00	0.90
1974年	7564.5	41.2	1021.66	56.55	13.51	16.70	1.24
1975年	10064.6	33.1	1549.77	51.69	15.40	21.12	1.37
1976年	13818.2	37.3	2313.31	49.27	16.74	20.34	1.21
1977年	17728.6	28.3	2959.26	27.92	16.69	16.51	0.99
1978年	23936.8	35.0	4095.50	38.40	17.11	18.30	1.07
1979年	30741.1	28.4	5360.91	30.90	17.44	18.59	1.07

(注) 総租税は中央政府内国税、関税、専売利益金、地方政府税収の合計である。

(出所) 韓国開発研究院『韓国財政40年史』第7巻、1991年、187ページ [韓国語]。

たのに対して相対的に低い税率が適用されている農業部門が15.6%の成長率を達成したことによって、1964年には税収増加率が名目経済成長率に及ばなかった。

さらに 1961 年の税制改革で資本形成と投資促進のための租税減免措置が拡大された。とりわけ工業化の進展によって租税減免の恩恵を受ける製造業部門が経済成長を主導したことによって租税減免額も急増した。こうした租税減免措置は法人税を中心とする所得課税に限らず、輸出用原材料の輸入には大幅な租税減免措置が採られたため、関税、物品税など消費課税分野でも減免額が増大した。為替相場も公定レートが市場レートからかけ離れたウォン高に設定されていたために、輸入品のウォン価値を過小評価することになり、関税収入の減少を招いた<sup>9)</sup>。

このような税収不足を開拓するために、1966 年に税務行政の能率向上と徵税業務の強化のために税制と執行の分離が行われ、税務行政は新設された国税庁が担当し、税制と租税政策は財務部の税制局が担当することになった<sup>10)</sup>。この国税庁の創設は新たな税源の発掘と脱税防止に大きく寄与した。例えば 1966 年に追徴課税された金額は 1965 年の 3 億 300 万ウォンから 22 億 900 万ウォンへ大きく増大し、そのうち 4 億 3,500 万ウォンは罰金税であった。

また国税庁の中に内部監査を担当する監察官局が設置され、内部監査によって徵税担当者が徵税への手心を加える見返りに納税者から賄賂を授与されるなどの不正を正すことによって、多額の罰金税を徵収することができた。

例えば表 5 からわかるように、1966 年 3 月 6 日から約 9 ヶ月間の間に、59 の地方税務署で行われた内部監査の結果、3 億 5,000 万ウォンの罰金税が徵収されたが、そのうち所得税が 22.5%，法人税が 64.4% を占めていた（国税庁創設前の 1965 年には 1,890 万ウォンに過ぎなかった）。

こうした国税庁の創設に続いて 1967 年には大幅な税制改革が行われた。所得税法、法人税法、営業税法の全面改訂を始めとして 13 の税法が改定され、不動産投機抑制税<sup>11)</sup>と電話税<sup>12)</sup>が新設された。資産所得・高所得層に効果的に課税することで税収の所得彈力性を高めるために、所得税、法人税、相続税など直接税はもちろんのこと、酒税、物品税など間接税制も改定された。

所得税制においてはそれまでの分離所得課税制度を総合所得課税税制に転換

表5 国税庁内部監査の結果 (1966年3月6日~12月31日)

項目	罰金税総額 (100万ウォン)	全体に占める比率 (%)
所得税	89.5	25.5
法人税	225.6	64.4
相続税	3.3	0.9
営業税	11.7	3.3
酒税	0.7	0.2
印紙税	0.3	0.1
物品税	1.7	0.5
その他	17.5	5.0
合計	350.3	100.0

(出所) Lee-Jay Cho and Yoon Hyung Kim ed., *Economic Development in the Republic of Korea; a Policy Perspective*, East-West Center, 1991, p.256.

するための段階的措置として、各分離所得別に一定額以上で、2個以上の分離所得合計額が年間500万ウォン以上の高額所得者に限って所得源泉に関係なく総合課税する部分的総合所得課税税制を導入した。

法人税制については、非公開法人に対しては公開法人より5~10%ポイント高い税率を適用して高所得層に対する課税を強化するとともに、非公開法人の社内留保所得に対しても配当されたものとみなして課税する「紙上配当課税制」を導入した。他方では、重要産業に対する投資奨励策としてそれまでの減免税制度を改め、投資奨励効果が大きい投資控除制度を採用した。税率引き下げは在庫投資などを含むすべての資本利得に適応されるのに対して、投資控除は生産性向上の主要源泉である減価償却資産にのみ適用されるので経済成長にとってより好ましいものであると一般にいわれている。<sup>13)</sup>

間接税制においても、物品税の課税対象品目がそれまでの46品目から80品目へ拡大され、奢侈品に対する税率も引き上げられた。また従量税を探ってきた酒税がインフレーションの進行により実質税収が落ち込むのを防ぐために、濁り酒、薬酒など一部を除き大部分を従価税に転換した。

また税務行政の合理化を期し、自主申告納税制度の定着を図るために個人や

法人の誠実な申告に対しては税務干渉をせず控除の拡大を認める反面、租税犯処罰法の強化がなされた。

1968年から70年にかけても1967年の税制を補完する若干の改定作業が行われた。その結果、さきの表4からわかるように、租税負担率は1966年以降10%を上回るようになり、所得弾力性も1を上回るようになったのである。

また1966年以降の増税政策の成功により、政府予算構造も大きく改善され、財政自立度(国内財源調達/一般政府歳入総額)も1965年の65.8%から1971年度の95.2%へと高まった。表6からわかるように、税収増加率は一般政府歳出増加率を上回り、一般財政収入に占める租税収入の比率も1967年以降急速に上昇した。

表6 租税収入と政府貯蓄率

(単位: %)

年 度	租税増加率(対前年比)	租税収入／一般財政収入	政府貯蓄／GNP
1962年	20.1	30.3	-1.5
1963年	14.9	40.9	-0.4
1964年	18.2	47.1	0.5
1965年	44.1	51.8	1.7
1966年	66.5	57.0	2.8
1962年～66年平均	32.8	45.4	0.6
1967年	48.3	65.0	4.1
1968年	50.6	70.5	6.1
1969年	39.4	69.9	5.9
1970年	30.1	75.1	6.5
1971年	25.3	73.9	5.4
1967年～71年平均	38.7	70.9	5.6

(出所) 韓国開発研究院『韓国財政40年史』第6巻, 1991年, 262ページ [韓国語]。

### 3. 開発税制政策と経済成長(2)——減税政策推進期——

このように1960年代に政府主導の不均衡成長政策を強力に推し進めた結果、「漢江の奇跡」といわれるほどの高度成長が始まり、それによる税収の自然増収分の一部でほぼ毎年資本蓄積支援のための減免税措置を拡大することができ

た。1960年代後半、所得課税を中心に増税政策が推進されたが、同時に税の自然増収を背景に減税政策も法人税と所得税の部門で集中的に行われた。所得税の課税最低限が頻繁に引き上げられ税率も引き下げられた。法人税と所得税に主として適用される租税減免制度も頻繁に拡大された。これによる税収低下を補うために消費課税強化が推進されたが、このような税率引き下げ、免税点引き上げ、租税特例制度の拡大にも関わらず、税収は経済成長率よりは速い速度で増大してきた。

しかし、1970年代に入り、戦後の世界経済の成長と繁栄の基礎を築いてきたIMF・GATT体制が揺らぎ始め、世界的なstagflationの進行と国際通貨秩序の動搖＝ドルの信認低下が起こった。韓国経済も1970年下半期から現れはじめた不況により、1970年～71年にかけて設備投資が停滞し、経済成長率が鈍化するとともに企業の財務構造は大きく悪化した<sup>14)</sup>。

こうした状況に対処するために朴大統領は1972年8月3日、企業の財務構造改善と産業合理化のための「経済の安定と成長に関する緊急命令」（8・3措置）を発表した。「8・3措置」はまず企業ごとに私債を申告させたのち、それについては当時の市中金利からは考えられない月利1.35%（年利16.2%）、3年据え置き5年償還を適用して、債務に悩む企業（多くは財閥系企業）を救済するというものであった。このときに申告された私債規模は3,465億ウォンに達し、流通通貨量の67%，銀行貸出高の27%に相当するものであったといわれている<sup>15)</sup>。

ついで投資促進のために指定産業または基幹産業に直接使用する固定資本に対する減価償却率を30%から40～80%に引き上げ、国産資材を使用する投資に対して投資控除率を投資金額の6%から10%へと大幅に引き上げた。また産業合理化推進のために企業合併または資産譲渡に対して、不動産投機抑制税、取得税、登録税、譲渡差益に対する法人税を免除した。

さきの表4からわかるように、こうした減免税措置の強化により、1972年には税収増加率は1971年の23.82%から6.10%へと大きく落ち込み、租税負担率

も12%台に落ち込んでいる。また減免措置は法人税と所得税に集中したために1960年代後半以降1以上であった租税の所得弾力性も0.31へと大きく低下した。

表7 一般歳入構造の推移 (単位: %)

	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年
内国税	77.8	78.5	78.6	75.9	78.6	76.2
直接税	38.0	39.4	36.8	34.3	34.3	28.7
所得税	23.1	23.8	22.0	21.4	18.0	14.9
法人税	11.6	12.5	11.5	8.6	12.1	9.8
相続税	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.8
登録税	2.0	1.8	2.5	3.7	3.4	2.5
資産再評価税	0.2	0.3	0.3	0.2	0.3	0.4
不動産投機抑制税	0.7	0.6	0.2	0.1	0.2	0.2
不当利得税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
間接税	38.8	38.1	39.2	39.7	42.0	42.8
営業税	8.5	8.4	10.2	10.3	10.6	14.9
通行税	3.7	3.8	3.1	3.8	1.6	1.3
酒税	6.0	6.1	5.9	5.9	5.8	6.1
物品税	8.7	7.7	7.7	8.7	8.7	8.9
織物類税	2.9	2.2	1.7	1.4	1.5	1.7
石油類税	5.8	7.0	7.3	6.5	11.3	8.0
電気ガス税	1.9	1.8	2.1	2.1	1.0	0.4
入場税	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	0.8
証券取引税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
電話税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.7
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
印紙収入	0.5	0.5	1.6	1.4	1.5	1.0
前年度繰越金	0.5	0.4	1.0	0.5	0.8	3.8
関税	14.0	11.5	12.4	14.2	13.9	13.6
専売納付金	8.3	10.0	9.0	9.9	7.6	10.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 1973年までは見返り資金を含む。

(出所) Roy Bahl, Chuk Kyo Kim, Chong Kee Park, *Public Finance During the Korean Modernization Process*, Harvard University Press, 1986, TABLEA-3より作成。

その結果、表7からわかるように、租税構造も大きく変化し、国税に占める所得課税の比重が1971年の39.4%から1975年の28.7%へと低下する一方で、営業税、石油類税などを中心とする消費課税の比重が大きくなっている。

1970年代後半より始まった自主国防の推進により国防費の増大が顕著となり<sup>16)</sup>、それが財政を圧迫するようになって、1975年に防衛税(当初は1980年までの時限立法であったが1990年まで延長された)が新設された。防衛税は主要国税及び地方税に0.1~20%まで付加課税され、1975年から80年にかけての税収は国税収入の約15%を占め、総防衛費の36%を賄うことができた。

#### 4. 維新体制の確立と付加価値税の導入

1970年代前半はニクソンショック、米中電撃和解、中ソ対立激化、日本の政治大国化、石油危機、ベトナム戦争での米国の敗北など韓国を取り巻く国際情勢が急変し、朴正熙大統領は自国の安全保障を周辺大国に委ねることの危険性を痛感し、1972年に維新憲法を発布して権力の集中を図るとともに、自主国防の充実とそれを支えるための重化学工業育成の必要性を国民に訴えた。

防衛費の増大は防衛税の新設によって一部は賄えたとはいえ、さらに資本蓄積を促進するための投資を拡大するにはこれ以上所得税や法人税など直接税を増やすことは不可能であり、それどころか更なる減税を進めていかねばならないのが現状であった。したがって、直接税の減税とそれを補完する間接税の増税を図る必要性が強まつたが、韓国の間接性構造は非常に複雑で部分的な修正では間接税収入の大幅増収は見込めなかつた。

こうして1976年12月の国会において、付加価値税と特別消費税の導入が決定され、1977年7月1日より施行された。付加価値税が導入される以前の韓国の間接税構造は個別消費税が主であり、一般消費税の性格を帯びた営業税は総間接税収の34%(1976年)に過ぎなかつたのに対して、物品税・石油類税・織物税など個別消費税が66%を占めていた。

しかも表8からわかるように、それら間接税は非常に複雑な税率構造を持つ

ており、0.5~300%までの50以上の税率区分が設定されている。このような間接税システムの複雑な構造はそれを簡単化して単一税率の付加価値税を導入したいとする強い要求を生み出した。

一般的に付加価値税は課税ベースの包括範囲によって大きく分けて所得型と消費型の2種類に分類でき、税額算出方式によって加算法と控除法に分類できる。韓国の付加価値税は前段階税額控除法(invoice method)による消費型付加価値税である。税率は基本税率13%の単一税率であったが、経済状況を勘案して3%を付加または減額することができ、結局は10%の税率でスタートし、今日まで続いている。

消費型付加価値税の課税標準は企業の総売上高から原材料及び中間財購入額、設備費に対する資本支出額を控除した金額である。消費型付加価値税が所得型付加価値税と比較してすぐれている点は投資支出額の控除にある<sup>17)</sup>。投資支出額の控除は貯蓄控除を意味するので(投資=消費)、消費型は所得型に比べて投資及び貯蓄を促進する効果がある。また投資支出額の控除は初年度全額控除を意味するので、所得型のような正確な減価償却を計算する必要がない。したがって固定資産の耐用年数や償却率の決定、インフレーションの調整など税務行政上の煩雑な問題を回避することができる所以である。

表8 付加価値税導入前後の税率構造の変化 (単位: %)

項目	税率			項目	税率		
	税率区分数	最低税率	最高税率		税率区分数	最低税率	最高税率
営業税	5	0.5	3.5	付加価値税			
物品税	17	2.0	100.0	一般納税者	1	10.0	10.0
織物税	7	10.0	40.0	特別納税者	2	2.0	3.5
石油類税	4	10.0	300.0	特別消費税	13	10.0	180.0
入場税	12	5.0	250.0				
旅行税	3	5.0	20.0				
電気ガス税	1	15.0	15.0				
遊興飲食税	4	2.0	20.0				

(出所) Lee-Jay Cho and Yoon Hyung Kim ed., *Economic Development in the Republic of Korea; a Policy Perspective*, East-West Center, 1991, p.276.

韓国の付加価値税はEC(今日のEU)諸国と同じく累積課税を排除するために前段階税額控除方式を採択したことはさきに述べた通りであるが、その方法は売上高税額から前段階供給者から提供された税金計算書(invoice)を提出する場合にのみそこに記載されている仕入れ税額の控除が認められるというものである。<sup>18)</sup>したがってこのインボイスの提出により、脱税の予防と課税根拠の実現が容易になった。それは、それまでの韓国の物品税の場合、無申告、過少申告など不誠実な申告事例が多く、課税対象品目を補足課税するのに困難が多かつたが、購入者が購入税額を控除しようとすれば、供給者にインボイスの提出を要求するようになり、それが取引者双方の脱税防止を監視し徴税当局の効果的な税務行政を可能にするからである。

しかし、消費型付加価値税をそのまま適用すると、食料品など生活必需品にも課税されるので低所得層の税負担が重くなることは良く知られている。そこでこうした逆進性を緩和するために、ゼロ税率と免税制度の2つの手段が導入された。

まずゼロ税率は、納税義務はあるが前段階税額控除の恩恵を受けることができるもので、その対象は以下の通りである。<sup>19)</sup>

- ① 輸出する物品
- ② 国外で提供する用役
- ③ 船舶または航空機の海外航行事業及びそれに付随する物品または用役の販売または提供で法によって定めるもの。
- ④ その他外貨獲得事業または用役

次に免税は、文字通り納税義務がないことで、したがって前段階で負担した仕入税額の控除を受けることができない。しかし最終段階では免税になるために最終消費者の税負担を軽減することができる。その対象は以下の通りである。

- ① 未加工食品、水道水、練炭、市内バス料金など基礎生活必需品及び用役。
- ② 医療、保険、教育、マスコミ、図書など国民厚生及び文化関連用役。
- ③ 金融・保険用役、不動産賃貸などの生産要素用役と弁護士・会計士など

の用役。

- ④ 公共団体が提供する財貨及び用役。
- ⑤ 輸入品のなかの未加工食品、文化関連及び公益性のあるもの。

さらに零細業者に対しては、インボイス発行などに伴う煩雑さを免除するためと、徴税当局の便宜性を考慮して、外形的な金額を基準に特例税率で課税する特例制度が適用された。課税特例の適用対象は年間売上高が1,200万ウォン未満の個人事業者で、それには売上高の2%の税率が適用された。そして、代理、仲介、周旋、委託売買、請負の場合には、年間供給対価が300万ウォン未満の事業者には3.5%の税率が適用された。課税特例者は付加価値税納税者全体の80%前後を占めているが、納税金額に占める比率はわずか5%前後に過ぎないので<sup>20)</sup>徴税当局が税務行政の負担を軽減するために外形課税を導入したものと頷ける。

ゼロ税率や免税制度などがあるとはいえ、単一税率を適用する付加価値税は税負担の逆進性を免れることはできない。そこでこの逆進性を是正するために導入されたのが特別消費税である。この特別消費税は奢侈品に高率課税して逆進性を緩和するとともに税収の増大を図ることにその目的があった。

この特別消費税の課税対象は奢侈品、高価耐久消費財及び消費抑制を要する物品と行為を基準にして選定され、最終消費者にのみ課税された。税率はそれまでの物品税の最高300%，17段階の複雑な構造から、最低10%から最高160%までの13段階に単純化された。また大部分の税率水準を引き下げて消費者の税負担を減らすとともに、付加価値税の弾力税率と歩調を合わせて基本税率を上下30%内で政府が調整することができるようになっていた。

以上、付加価値税と特別消費税についてみてきたが、最後にこれらの(1)物価、(2)投資・貯蓄、(3)輸出、(4)税負担の分配への影響についてそれぞれみてみよう<sup>21)</sup>。

### (1) 物価への影響

新たに消費に課税された場合、部分均衡の分析によれば、税負担を生産者が

行うか、消費者が行うかに関わらず、消費者価格は税率分だけ 100% 上昇することは稀であるが、まったく上昇しないことも稀である<sup>22)</sup>。何らかの上昇が起こるのが一般的である。

しかし今まで課税されていなかったものに対して新規に課税されるのではなく、韓国でのように物品税などすでに課税されていたものが付加価値税に置き換えられた場合には、物価への影響はより小さなものとなろう。それにもかかわらず、以前の物品税対象品の分布と付加価値税対象品の分布が同じでないから、何がしかの影響が生じるであろう。例えば、税額が上昇した物品の価格

表9 付加価値税導入前後の物価・賃金・信用供給の変化 (1997年第3四半期=100.0)

年	四半期	CPI	WPI	食料品価格指数	非食料品価格指数	賃金指数	信用供給指数
1974年	III	63.6	65.9	54.4	72.1	42.3	45.2
	IV	65.1	68.4	58.4	73.7	47.7	52.4
1975年	I	69.7	76.5	65.0	81.8	47.2	59.4
	II	75.4	80.6	71.3	84.9	50.2	62.3
	III	80.3	82.4	74.7	86.1	55.4	66.0
	IV	83.6	84.5	76.6	88.2	60.7	69.3
1976年	I	85.3	88.3	80.3	92.2	62.4	72.8
	II	88.2	90.0	83.9	92.9	68.1	76.2
	III	91.5	91.6	86.6	94.0	76.7	78.6
	IV	91.3	93.1	87.6	95.6	82.1	84.3
1977年	I	94.2	96.0	91.8	98.0	82.1	87.4
	II	96.9	98.0	95.7	99.3	91.0	92.1
	III	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	IV	101.0	101.8	103.9	100.9	108.7	104.3
1978年	I	106.5	106.5	113.7	103.3	107.7	115.5
	II	109.9	109.1	119.3	104.4	122.5	127.0
	III	114.7	111.6	124.9	105.4	136.3	136.6
	IV	117.9	114.9	128.7	108.4	149.8	152.1
1979年	I	122.9	118.2	131.8	111.8	145.7	162.9
	II	132.6	126.5	136.0	122.2	158.4	171.5
	III	135.7	138.1	136.7	138.8	172.5	185.6
	IV	140.7	142.0	136.5	144.7	188.2	206.2
1980年	I	156.1	165.0	153.1	170.1	180.3	226.2
	II	167.4	180.6	167.7	186.3	198.1	241.9
	III	174.9	186.8	178.4	190.8	218.6	261.1

(出所) Lee-Jay Cho and Yoon Hyung Kim ed., *op.cit.*, p.287.

上昇ほどには価格の下方硬直性により税率が下がった物品の価格低下が起こらない場合がありうるであろう。

表9は付加価値税導入前後の物価の動向を示している。それによると、確かに付加価値税導入後消費者物価、卸売物価とともに上昇しているが、それは食料品価格が大きく上昇したためである。1977年の第3四半期から1978年の第4四半期にかけて、非食料品価格は8.4%しか上昇していないのに、食料品価格は28.7%も上昇している。しかし、先に述べたように、未加工食品は非課税であり付加価値税の影響によって価格が上昇したのではない。むしろ賃金や信用供給などの他の経済的要因が物価の上昇に大きな影響を与えたといえよう。

## (2) 投資・貯蓄への影響

韓国の付加価値税の課税標準は、企業の総売上高から原材料及び中間財購入額、設備費に対する資本支出額を控除した金額であるために、資本財購入に含まれる税を完全に控除することが許されたから、課税対象になっていたそれ以前の間接税とは異なり投資コストは低下した。

表10 付加価値税の産業別税還付金による投資支援

	1997年7月~12月		1978年		1979年		1980年	
	還元金 (100万ウォン)	比 率 (%)						
製造業	13,449	73.3	34,135	62.1	32,241	58.1	24,045	66.4
鉱 業	12	0.1	32	0.1	27	0.0	139	0.4
建設業	418	2.3	1,055	1.9	121	0.2	175	0.5
電気・ガス	1,693	9.2	11,502	20.9	18,422	33.2	3,559	9.8
卸・小売業	86	0.5	304	0.6	496	0.9	1,377	3.8
運輸・倉庫業	1,064	5.8	2,142	3.9	739	1.3	1,601	4.4
その他	1,614	8.8	5,789	10.5	3,422	6.2	5,333	14.7
合計(A)	18,336	100.0	54,959	100.0	55,468	100.0	36,229	100.0
投資資本(B)	2,689,040		7,023,070		9,458,180		11,240,030	
(A)/(B)		0.7		0.8		0.6		0.3

(出所) *Ibid.*, p.288.

表10からわかるように、付加価値税への切り替えによって製造業と電気・ガスにはかなりの税の還付金が与えられている。投資への税の還付金は1977年第2四半期で183億3,600万ウォンであったが、その後1978年、79年にはそれぞれ、549億5,900万ウォン、554億6,800万ウォンに増大し、朴正熙暗殺後の1980年以降減少に転じている。したがって、付加価値税はそれまでの間接税と比較して、投資促進的な効果をもったことは確かであろう。

### (3) 輸出への影響

さきに述べたように、輸出品に対してはゼロ税率が適用されたために、最終消費者への販売には課税された投資財の場合と異なり、生産の最終段階に至るまですべての税が免除された。

一般的には、輸出品は完全に税が免除されているのに、輸入品には国内商品と同じ税率が課されるのだから、付加価値税は輸出に有利な税制度であると考えられてきた。確かに付加価値税が直接税の代わりに新規に導入されたのであれば、政府は輸出に対してより大きな還付金（奨励金）を与え、それを付加価値税で賄うことが可能になるから輸出には有利に作用するであろうが、すでに存在していた営業税など間接税の代わりに付加価値税を導入した場合には一概に輸出にさらに有利に作用するとはいえない。なぜならすでに以前の間接税制度の下で輸出に対する還付金（奨励金）が支払われていたからである。

したがって、付加価値税導入以前の段階で営業税などの売上税に対する輸出還付額と、付加価値税制度のもとでの還付額の大きさを比較しなければ、輸出に対して付加価値税が有利に作用したかどうかいえない。しかし、売上税制度のもとでの輸出還付金の大きさを正確に計算することは非常に困難であり、多くの場合事実上不可能である。なぜなら売上営業税などの間接税は輸出品の価格のなかに隠されているために、制度上はすべての間接税の還付が可能であったとしても、それが直ちに実行されることはなかったからである。

また、売上営業税は最終段階においてのみ免税であったが、それまでの各取

引段階において課されていた税は累積課税されているために、政府は最終段階において輸出品への税還付金を推定しなければならず、そこには煩雑さと不合理性がいつも付きまとうことになった。付加価値税はこうした問題を解決するのに最適な制度であり、そのために付加価値税導入が急がれたことも事実であったのである。

付加価値税導入以前の輸出への還付金の理論上の正確な額を推計することは不可能であるが、導入前後の実際に還付された金額の推移をみれば表11の通りである。

この表11からわかるように、付加価値税導入後の1977年から輸出1ドルあたりの還付金の比率がそれまでより大幅に上昇している。したがって、付加価値税導入後還付金額を正確に確定することができたことにより、以前よりも輸

表11 輸出還付金の推移 (単位:100万ドル)

	輸出 (A)	還付総額 (B)	還付比率 (B)/(A)
1973年	3,225	172	5.3%
1974年	4,460	210	4.7%
1975年	5,081	349	6.9%
1976年	7,715	535	6.9%
1977年	9,687	1,062	11.0%
1978年	12,711	1,407	11.1%
1979年	15,055	1,761	11.7%
1980年	17,505	1,983	11.3%
1981年	21,259	2,497	11.7%
1982年	21,853	2,531	11.6%

(出所) Lee-Jay Cho and Yoon Hyung Kim ed., *op.cit.*, 291 及び韓国統計庁『主要経済指標』1991年版 [韓国語] より作成。

出促進的に作用したことは間違いない<sup>23)</sup>

#### (4) 税負担の分配への影響

一般的に消費型付加価値税は逆進性を持っており、わが国でも1989年4月1

日から竹下内閣のもとで消費税が導入されたときの最も大きな反対理由がこの逆進性の存在であった。とりわけ食料品など生活必需品への課税は、低所得層の税負担を高所得層よりも重くさせることになる。

例えば、所得が400万円と1,000万円の世帯の消費税込み消費支出額がそれぞれ309万円と618万円とすると、日本で当初実施された3%の税率では、消費税負担額は9万円 ( $309 \div 1.03 \times 0.03$ ) と18万円 ( $618 \div 1.03 \times 0.03$ ) になって所得に占める比率は2.25%と1.8%で逆進性が生じている。<sup>24)</sup>

日本の場合、消費税導入の前後で間接税負担率はすべての階層でほぼ同じ比率で増大した(若干低所得層の方が大きい)。したがって消費税導入前の間接税負担比率の逆進性構造がほぼそのままに、負担比率がすべての階層で増大した形で残っただけであった。従って、消費税導入が間接税の逆進性をより強めたとはいえないが、所得税をも含めた租税負担を考えると、消費税導入前に所得

表12 付加価値税導入前後の所得に対する間接税負担の分布 (単位: %)

	所得 10 分位 数										
	第I分位	第II分位	第III分位	第IV分位	第V分位	第VI分位	第VII分位	第VIII分位	第IX分位	第X分位	
Heller 全世帯											
	導入前	7.42	7.29	6.30	6.73	6.76	7.14	6.73	6.43	6.22	7.00
非農家世帯	導入後	7.81	7.57	7.57	7.15	6.85	7.22	6.80	6.20	6.20	6.85
	導入前	7.64	7.83	8.14	7.57	7.73	7.92	7.73	8.31	7.49	7.00
農家世帯	導入後	8.39	8.40	8.70	8.29	8.07	8.15	8.03	8.38	7.71	6.85
	導入前	6.98	6.25	5.45	5.00	5.02	4.74	4.41	4.37	3.79	
Oh 1976年データ	導入後	6.70	5.96	5.18	4.79	4.65	4.35	3.97	3.83	3.30	
	導入前	5.93	4.75	4.91	4.79	4.61	4.67	4.51	4.47	4.53	4.12
1978年データ	導入後	4.93	4.07	4.22	4.13	3.98	4.01	3.87	3.82	3.92	3.54
	導入前	5.82	5.15	5.14	5.09	5.07	4.99	4.90	4.81	4.78	4.54
Han 1976年データ	導入後	5.71	4.98	4.97	4.96	4.93	4.85	4.75	4.68	4.62	4.34
1978年データ											

(収所) Lee-Jay Cho and Yoon Hyung Kim ed., *op.cit.*, p.293.

税が課税されていない低所得層や年金生活世帯には、負担比率が全階層で増大するために大きな影響を受けたことは確かである<sup>25)</sup>。

韓国の場合にも、こうした逆進性は確認されている。S.Heller, Oh, Han の研究によれば、付加価値税は多かれ少なかれ所得に対して逆進性を持っていることがそれぞれ示されている<sup>26)</sup>。

この表 12 によると、それまでの間接税項目の多くが付加価値税と特別消費税にとって代わられたために、付加価値税の導入が所得に対する間接税負担を増大させたかどうかについては論者によって意見がわかれる。Oh によれば、むしろ全所得階層について付加価値税導入後のほうが負担率は低下している。他方、Heller と Han によると負担率は増大しているが、負担率の増大は Han のほうが Heller よりも大きくなっている。

しかしいずれの研究によっても、低所得階層のほうが高所得階層よりも所得に対する間接税負担は重く、付加価値税が逆進性を帯びていることには違いない。

しかも、韓国は付加価値税導入後、他の国々と比較して間接税の比重が高くなつた。例えば 1987 年の数値をみれば、直接税の比率は、広範囲な付加価値税を取り入れいるフランスが 40%，日本が 73%，米国が 90% 以上であるのに対して、韓国の場合はわずかに 34% しかないのである。したがつて、税の逆進性が他国と比較して高くなることは言うまでもないであろう<sup>27)</sup>。

## おわりに

これまでわれわれは朴正熙政権誕生後の租税政策の変化をみてきた。朴政権誕生直後から、米国からの援助が減少するなか、政府主導型開発政策を実施するためには膨大な資金が必要となり増税政策を推進してきたが、それでも期待されたほどの增收を図ることができず、1966 年には国税庁を新設し、徴税強化に乗り出すとともに 1967 年には大幅な税制改革を実施した。

しかし 1970 年代にはいって世界経済がstagflation に突入して韓国経済をリードしてきた輸出にも陰りが見え始め、企業の財務構造が大きく悪化

するなかで、「8・3措置」で金融面での企業救済とともに租税面でも減税政策へと転換せざるを得なくなつた。

しかし、自主国防の確立とそれを支える重化学工業の育成のために政府は大量の資金を必要とし、そのための手段として防衛税を新設するとともに1977年には付加価値税が導入され、それによって国防費と開発資金が賄われたのである。

「はじめに」で述べたように租税政策の基礎は「誰に、どのような形で、どの程度」租税を負担させるかにある。本文のなかすでに述べてきたことではあるが、ここで再度確認しておけば以下のようになるであろう。

まず「誰に」主として税が課せられたかという点からすれば、付加価値税を中心とする間接税の比重の大きさと所得課税・資産課税の小ささを勘案すれば、財閥経営者をはじめとする高所得層ではなく一般大衆に重く課税されたことは明らかであろう。

つぎに「どのような形で」徴収されているかについては、所得税など直接税ではなく付加価値税を中心とする間接税によって課税が行われたことは繰り返し述べたことである。また徴収された税が「どのような形」で使われているかは、次の表13が示している。

表13 政府支出の国際比較<sup>a)</sup>

(単位：%)

	韓国 (1988年)	日本 (1986年)	米国 (1986年)	イギリス (1986年)	旧西ドイツ (1984年)	フランス (1985年)	スウェーデン (1987年)
一般行政	14.5	4.7	8.6	6.3	7.1	6.0	3.9
防衛	21.2	5.7	17.1	11.3	5.7	7.4	9.3
教育	15.9	8.8	13.7	11.7	8.5	7.8	8.9
社会開発	17.2	33.9	36.8	45.2	61.9	59.5	62.2
経済開発	24.4	7.3	9.3	9.9	11.1	7.9	9.2
その他 <sup>b)</sup>	6.7	39.6	14.6	15.6	12.9	11.4	6.5
総支出/GNP	23.1	17.0	37.4	44.8	49.2	44.7	43.8

(注) a) フランス、スウェーデン、日本は中央政府支出のみであるが、その他の諸国は一般政府支出である。

b) 債務支払い、補助金など。

(出所) Lee-Jay Cho and Yoon Hyung Kim ed., *Korea's Political Economy: An Institutional Perspective*, Westview Press, 1994, p.209.

この表13が示すように、朴正熙政権と比較すると開発独裁的性格が弱まってきた盧泰愚政権下の1980年代後半の韓国でさえ、その他のOECD諸国と比較すると、一般行政、防衛、教育、経済開発の比率が非常に高くなっている。防衛費は分断国家であるという現実を考慮すれば高くなることは当然であるとしても、経済開発の比率が他の諸国と比較しても突出して高いことがわかる。他方、社会保障など社会開発の比率が極端に低い。ここに国民の福祉向上よりは経済開発を優先させる開発独裁国家の典型事例をみることができよう。

最後に「どの程度」に課税されているかについても絶対的な基準はないので他国との比較によって判断する以外にはない。

この表14が示すように、韓国の租税負担率は17.5%で他のOECD諸国と比較して半分程度であり、その意味において決して「大きな政府」ではないのである。むしろ資本蓄積を促進するために高所得層の税負担率を軽減しなければならないのである。したがって開発独裁国家イコール大きな政府ではないということである。開発独裁国家にとって重要なのは「大きな政府」かどうかより

表14 韓国とOECD諸国との税収シェア比較 (単位: %)

	韓国 (1987年)	日本 (1989年)	イギリス (1989年)	旧西ドイツ (1989年)	米国 (1989年)
税収/GDP	17.5	30.6	36.5	38.1	30.1
税収の内訳					
直接税					
所得税	13.5	24.7	26.6	29.5	35.7
法人税	9.3	24.4	12.3	5.5	8.5
間接税					
付加価値税	25.2	3.3	16.8	15.4	7.4
物品税	13.3	24.4	12.3	5.5	8.5
関税	17.0	0.7	1.0	0.8	1.1
その他 <sup>a)</sup>	20.0	40.3	32.5	42.1	42.6

(注) a) 賃金税、地方税を含む。

(出所) *Ibid.*, p.255.

は、「どのような方法」で税を徴収し、それを「どのように使用」しているかということである。

表14からわかるように、韓国の場合、他のOECD諸国と比較して所得税の比率が非常に小さい一方で、付加価値税や関税などの間接税の比率が非常に大きい。それは付加価値税を中心とする大衆課税に重点をおき、広く一般大衆から徴税するとともに、財閥オーナーなど高所得層に配慮することによって資本蓄積を促進するという政策の下に行われてきた結果である。そしてさきの表13からわかるように、一般大衆から集めた租税を社会保障などに支出するのではなく経済開発に重点的に配分し、それによって育成された国内産業を関税によって保護することによって「圧縮成長」を実現しようとしてきたのである。

これこそ政府主導型経済開発政策の本質であり、開発独裁国家の真の姿なのである。

[注]

- 1) 韓国の通貨金融危機の要因とその後の展開については、拙稿「『漢江の奇跡』の挫折と転換」『IRC』(いよぎん地域経済研究センター) No.141, 2000年3月を参照。
- 2) 拙稿「朴正熙政権と開発体制—金融政策を中心に—」『経済学論叢』(同志社大学), 第48巻第4号, 1997年3月。
- 3) 林 健久『財政学講義』第2版, 東京大学出版会, 1995年, 1—2ページ。
- 4) 韓国開発研究院『韓国財政40年史』第7巻, 1991年, 172ページ [韓国語]。
- 5) 米国を中心とする海外援助が一般財政部門歳入に占める比率は、1953年には17.1%に過ぎなかったのが、1954年35.5%, 1955年46.7%, 1957年54.1%, 1958年54.0%, 1959年42.1%, 1960年35.2%と推移し、ピーク時の1957年, 58年には50%を越えたが、その後減少に転じている(韓国開発研究院『韓国財政40年史』第6巻, 1991年, 157ページ [韓国語])。
- 6) Roy Bahl, Chuk Kyo Kim, Chong Hee Park, *Public Finance During the Korean Modernization Process*, Harvard University Press, 1986, pp.48-49.
- 7) 大韓商工会議所『韓国経済20年の回顧と反省』1882年, 136—137ページ [韓国語]。
- 8) 経済企画院『開発年代の経済政策』未来社, 1982年, 49ページ [韓国語]。韓国開発研究院『韓国財政40年史』第6巻, 1991年, 222ページ [韓国語]。
- 9) 韓国開発研究院『韓国財政40年史』第7巻, 1991年, 175ページ [韓国語]。
- 10) それまでは財務部の司税局が租税制度の立案と租税行政執行を同時に担当していたが、それを税制局と国税庁に分離した。
- 11) ソウルと釜山を結ぶ京釜高速道路の建設により道路周辺の地価が急騰したことから、ソ

ウルと釜山及び大統領令で定められた地域の土地譲渡による資本利得に対して50%の税率を課した。

- 12) 1971年末までの時限法として新設されたもので、すべての電話料金に10%課税された。
- 13) Lee-Jay Cho and Yoon Hyung Kim ed., *Economic Development in the Republic of Korea; a Policy Perspective*, East-West Center, 991, p.262.
- 14) 固定資本増加率は1970年15.4%から1971年11.5%へ、経済成長率も1960年～70年平均12.1%が1971年10%に落ち込んだ。また韓国企業の他人資本比率は1968年の81%が1970年には84%に上昇し、総資本利潤率は1968年の5.3%が1970年には2.5%に低下した（韓国開発研究院『韓国財政40年史』第7巻、1991年、338ページ〔韓国語〕）。
- 15) オ・デミヨン、シム・サンミン『韓国の地下経済』未来社、1995年、36ページ〔韓国語〕。
- 16) 以下の表からわかるように、防衛費の対GNP比率は1974年以降増大し、第3次5カ年計画期間（1972～76年）には平均4.2%であったが、第4次5カ年計画の3カ年（1977～79年）には平均5.2%に増大して朝鮮戦争があった1950年代の水準に近づいている。  
租税収入に占める比率も第3次5カ年計画期間には平均36.5%であったのが、第4次5カ年計画の3カ年平均では37.6%に増大している。

年度別防衛費（決算）の推移

(単位：100万ウォン)

	防衛費 (A)	一般会計歳出 (B)	比率 (A)/(B)	租 税 (C)	比率 (A)/(C)	GNP (D)	比率 (A)/(D)
1971年	140,168	546,277	25.7%	407,684	34.5%	3,416,700	4.1%
1972年	179,675	701,143	25.6%	433,446	41.5%	4,191,200	4.3%
1973年	189,131	651,586	29.0%	521,492	36.3%	5,376,300	3.5%
1974年	305,448	1,018,872	30.0%	844,673	36.2%	7,597,400	4.0%
1975年	455,600	1,550,214	29.4%	1,255,479	36.3%	10,135,800	4.5%
1976年	720,076	2,142,229	33.6%	1,914,747	37.6%	13,912,700	5.2%
1977年	950,031	2,739,935	34.7%	2,402,682	39.5%	17,806,600	5.3%
1978年	1,307,596	3,538,675	37.0%	3,372,262	38.8%	24,001,600	5.4%
1979年	1,556,229	5,053,242	30.8%	4,401,708	35.4%	30,801,800	5.1%
1980年	2,308,437	6,486,054	35.6%	5,297,700	43.6%	36,749,200	6.3%

（出所）韓国開発研究院『韓国財政40年史』第6巻、1991年、322ページ〔韓国語〕。

- 17) 貝塚啓明『財政学』第2版、東京大学出版会、1996年、189—193ページ。
- 18) その仕組みについては、同上書、190—192ページを参照せよ。
- 19) 韓国開発研究院『韓国財政40年史』第6巻、1991年、381ページ〔韓国語〕。
- 20) 同上書、382ページ。同上書、第7巻、256ページ。
- 21) 以下の分析は、Lee-Jay Cho and Yoon Hyung Kim ed., *op.cit.* によるものである。
- 22) どの程度上昇するかは需要・供給曲線の弾力性に依存する。供給曲線が完全に弾力的なとき（水平であるとき）か、または需要曲線が完全に非弾力的なとき（垂直であるとき）、価

格はちょうど税額だけ上昇するし、逆の場合には、価格はまったく上昇しない（こうした税の帰着問題については、J.E.スティグリツ（藪下史郎訳）『公共経済学』下、東洋経済新報社、1996年、第16章を参照せよ）。

23) そのことと付加価値税そのものが輸出促進的であるかどうかとは無関係である。なぜなら、導入以前の売上税等において還付金が正確に算定されていなかったかも知れないからである。

24) 本間正明編『ゼミナール現代財政入門』日本経済新聞社、1994年、183ページ。

25) 同上書、236—237ページ。

26) Peter S. Heller, Testing the impact of value-added and global income tax reforms on Korean tax incidence in 1976: An input-output and sensitivity analysis, *IMF Staff Papers* 28, June 1981.

Oh Yean-Cheon, An evaluation of the tax reform for a value-added tax in Korea with special reference to distribution of the tax burden, administrative efficiency, and export, Doctoral dissertation, New York University, 1982.

Han Seung-Soo, *Empirical Analysis of the Tax Burden in Korea and Theoretical Analysis of Optimal Tax Burden*, 1982, Korea Economic Research Institute.

27) Lee-Jay Cho and Yoon Hyung Kim ed., *Korea's Political Economy: An Institutional Perspective*, Westview Press, 1994, p.211.

\* この論文は平成7年度松山大学特別研究助成による研究成果の一部である。

筆者自身の在外研究という理由があったにせよ、成果の発表が遅れ、総合研究所長をはじめ関係各位に多大のご迷惑をおかけしたことをお詫びします。